

人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内

良質なテレワークを制度として導入・実施することで、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をおげた中小企業業主(※)を支援します。令和6年4月1日から助成対象の拡充や助成率の見直しを行っています。詳細は支給要領等をご覧ください。

※テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方および試行的に導入している、または導入していた事業主の方に加え、令和6年4月1日から既に導入済みで実施を拡大する事業主も対象となります。

① 機器等導入助成

- 要件**
- テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに助成対象となる取り組みを1つ以上行うこと。
 - テレワークの実施促進について、企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組みを行う事業主であること。
 - 評価期間(機器等導入助成)における、テレワークに取り組み者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
 - 評価期間(機器等導入助成)に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する
 - 評価期間(機器等導入助成)に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする
- ※ 実施を拡大する場合は、上記に加え、評価期間(機器等導入助成)の延べテレワーク実施回数を計画提出前3か月と比べて25%以上増加させる必要があります。

支給額

支給対象経費の
30% → **50%**

令和5年度までの助成(30%)と比較して大幅に増額となりました!

※以下のいずれかの低い方の金額が上限額となります。

- ・ 100万円 または
- ・ 20万円 × 対象労働者数

② 目標達成助成

- 要件**
- 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること
 - 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること
 - 評価期間(目標達成助成)に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること

支給額

支給対象経費の
15% < **25%** >

※ < > 内は賃金要件を満たした場合に適用されます。

※以下のいずれかの低い方の金額が上限額となります。

- ・ 100万円 または
- ・ 20万円 × 対象労働者数

助成の対象となる取り組み

- 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- 外部専門家によるコンサルディング
- テレワーク用通信機器等※の導入・運用
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修

※令和6年4月1日から仮想オフィスに係るサービス利用料、クラウドを用いたコミュニケーションツール・ペーパーレス化ツールの利用料が助成対象となります。



助成金の電子申請に関する詳細は「助成金ポータル」をご覧ください ▶

※利用するためにはGビジネスIDの取得が必要です



助成金に関するHPIはこちらからご覧ください ▶

● 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/kyoyou_roudou/roudoukinun/shigojo/guide/line.html

● テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン(総務省)などもご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

申請の流れ

詳細は人材確保等支援助成金（テレワークコース）申請マニュアルをご確認ください。

ステップ1

テレワーク実施計画の作成・提出

提出期限までに、事業主の主たる事業所（通常は本社）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）へ提出。管轄労働局がテレワーク実施計画を認定します。

ステップ2

認定を受けたテレワーク実施計画に基づき テレワークを可能とする取り組み※2を実施

認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組を実施します。認定日以降、ステップ4の支給申請日までに、取り組みの実施（機器購入の場合は納品）・支払いを終えることが必要です。

※2 助成の対象となる取り組み（カッコ内は上限金額）

- テレワーク用通信機器等の導入・運用
 - ・ テレワーク用端末レンタル・リース費用（77万円）
 - ・ ネットワーク機器（16万5千円）
 - ・ サーバ機器（55万円）・NAS機器（11万円）
 - ・ セキュリティ機器（33万円）
 - ・ ウェブ会議連携機器（1万1千円/対象労働者1人）
 - ・ サテライトオフィス利用料（33万円）
 - ・ 仮想オフィスに係るサービス利用料
 - ・ テレワークに用いるサービスの利用料
 - 労務管理担当者に対する研修（11万円）
 - 労働者に対する研修（11万円）
 - 外部専門家によるコンサルティング（33万円）
 - 就業規則・労使協定等の作成・変更（11万円）
- （例：クラウドを用いたコミュニケーション等）

ステップ3

評価期間（機器等導入）においてテレワークを実施

計画認定日から起算して6か月を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間（機器等導入助成）」として設定し、テレワークを実施します。（評価期間の開始日は事業主が設定。）

ステップ4

① 機器等導入助成に関する支給申請

ステップ3を実施後、計画認定日から起算して7か月以内に、管轄労働局へ支給申請書を提出します。また、テレワークに関する制度を就業規則等で新たに規定する（している）ことが必要です。
ステップ3の評価期間（機器等導入助成）において、テレワークの実績基準を満たすことが必要です。

ステップ5

評価期間（目標達成助成）においてテレワークを実施

ステップ3の評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間（評価期間（目標達成助成））において、テレワークを実施します。

ステップ6

② 目標達成助成に関する支給申請

ステップ5の評価期間（目標達成助成）の終了日の翌日から起算して1か月が経過する日までに、管轄労働局へ支給申請書を提出します。その際は、離職率目標を満たすことが必要です。また、ステップ5の評価期間（目標達成助成）において、テレワーク実績基準を満たすことも必要です。

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。



厚生労働省HPへは
こちらのQRコード
からアクセス可能です。

人材確保等支援助成金

検索

人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内

良質なテレワークを制度として導入・実施することで、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主(※)を支援します。令和6年4月1日から助成対象の拡充や助成率の見直しを行っています。詳細は支給要領等をご覧ください。

※テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方および試行的に導入している、または導入していた事業主の方に加え、令和6年4月1日から既に導入済みで実施を拡大する事業主も対象となります。

① 機器等導入助成

- テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに助成対象となる取り組みを1つ以上行うこと。
 - テレワークの実施促進について、企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組みを行う事業主であること。
 - 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
 - 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する
 - 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とすること
- ※実施を拡大する場合は、上記に加え、評価期間（機器等導入助成）の延べテレワーク実施回数を計画提出前3か月と比べて25%以上増加させる必要があります。

支給額

支給対象経費の
30% → **50%**

令和5年度までの助成(30%)と比較して大幅に変更となりました！

※以下のいずれかの低い方の金額が上限額となります。

- ・ 100万円 または
- ・ 20万円 × 対象労働者数

② 目標達成助成

- 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること
- 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること
- 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること

支給額

支給対象経費の
15% < 25%

※<>内は費金要件を満たした場合に適用されます。

※以下のいずれかの低い方の金額が上限額となります。

- ・ 100万円 または
- ・ 20万円 × 対象労働者数

助成の対象となる取り組み

- 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- 外部専門家によるコンサルティング
- テレワーク用通信機器等※の導入・運用
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修

※令和6年4月1日から仮想オフィスに係るサービス利用料、クラウドを用いたコミュニケーションツール・ペーパーレス化ツールの利用料が助成対象となります。

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm



助成金の電子申請に関する詳細は「助成金ポータル」をご覧ください ▶

※利用するためにはGビジネスIDの取得が必要ですが



助成金に関するHPはこちらからご覧ください ▶

申請の流れ

詳細は人材確保等支援助成金（テレワークコース）申請マニュアルをご確認ください。

ステップ1

テレワーク実施計画の作成・提出

提出期限までに、事業主の主たる事業所（通常は本社）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）へ提出。管轄労働局がテレワーク実施計画を認定します。

ステップ2

認定を受けたテレワーク実施計画に基づき テレワークを可能とする取り組み※2を実施

認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組を実施します。
認定日以降、**ステップ4**の支給申請日までに、取り組みの実施（機器購入の場合は納品）・支払いを終えることが必要です。

※2 助成の対象となる取り組み（カッコ内は上限金額）

- **テレワーク用通信機器等の導入・運用**
 - ・テレワーク用端末・レンタル・リース費用（77万円）
 - ・ネットワーク機器（16万5千円）
 - ・サーバー機器（55万円）・NAS機器（11万円）
 - ・セキュリティ機器（33万円）
 - ・ウェアラブル機器（1万1千円／対象労働者1人）
 - ・サブライトオフィス利用料（33万円）
 - ・仮憩オフォイスに係るサービス利用料
 - ・テレワークに用いるサービスの利用料
（例：クラウドを用いたコミュニケーションツール等）
- **労務管理担当者に対する研修（11万円）**
- **労働者に対する研修（11万円）**
- **外部専門家によるコンサルティング（33万円）**
- **就業規則・労使協定等の作成・変更（11万円）**

ステップ3

評価期間（機器等導入）においてテレワークを実施

計画認定日から起算して6か月を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間（機器等導入助成）」として設定し、テレワークを実施します。（評価期間の始期は事業主が設定。）

ステップ4

① 機器等導入助成に関する支給申請

ステップ3を実施後、計画認定日から起算して7か月以内に、管轄労働局へ支給申請書を提出します。また、テレワークに関する制度を就業規則等で新たに規定する（している）ことが必要です。
ステップ3の評価期間（機器等導入助成）において、テレワークの実績基準を満たすことが必要です。

ステップ5

評価期間（目標達成助成）においてテレワークを実施

ステップ3の評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間（評価期間（目標達成助成））において、テレワークを実施します。

ステップ6

② 目標達成助成に関する支給申請

ステップ5の評価期間（目標達成助成）の終了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、管轄労働局へ支給申請書を提出します。その際は、離職率目標を満たすことが必要です。また、**ステップ5**の評価期間（目標達成助成）において、テレワーク実績基準を満たすことも必要です。

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。



人材確保等支援助成金

検索

厚生労働省HPへはスマホのQRコードからアクセス可能です。